

第 8 次静岡県保健医療計画の中間見直し及び 第 9 次静岡県長寿社会保健福祉計画策定について

1 概要

本県における保健医療施策の基本指針を定めている第 8 次静岡県保健医療計画（2018～2023 年度）の中間見直しは、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度から 2021 年度に延期されたが、本年度行う第 9 次静岡県長寿社会保健福祉計画の策定に伴い、当該計画と重複する在宅医療、認知症施策に関する事項等は今年度見直しが行われるため、薬局等が関わる部分について報告する。

2 見直し内容

(1) 保健医療計画

【全体構成】

- 第 1 章 基本的事項
- 第 2 章 保健医療の現況
- 第 3 章 保健医療圏
- 第 4 章 地域医療構想
- 第 5 章 医療機関の機能分担と相互連携（2 プライマリケア）
- 第 6 章 疾病又は事業及び在宅医療ごとの医療連携体制の構築
 - 第 1 節 疾病又は事業及び在宅医療ごとの医療連携体制
 - 第 2 節 疾病（1 がん、2 脳卒中、3 心筋梗塞等の心血管疾患、4 糖尿病、5 肝炎、6 精神疾患）
 - 第 3 節 事業（1 救急医療、2 災害時における医療、3 へき地の医療、4 周産期医療、5 小児医療）
 - 第 4 節 在宅医療
 - 1 在宅医療の提供体制
 - 2 在宅医療のための基盤整備
 - (1) 訪問診療の促進、(2) 訪問看護の充実、(3) 歯科訪問診療の促進、
(4) かかりつけ薬局の促進、(5) 介護サービスの充実
- 第 7 章 各種疾病対策等（5 認知症対策）
- 第 8 章 医療従事者の確保
- 第 9 章 医療安全対策の推進
- 第 10 章 健康危機管理対策の推進
- 第 11 章 保健・医療・福祉の総合的な取組の推進
- 第 12 章 計画の推進方策と進行管理
- 第 13 章 2 次保健医療圏における計画の推進 _____：中間見直し対象

今回の改定箇所

<主な改定事項>

- ・在宅医療等において求められる対応として、無菌調剤についてのみの記載であったが、緩和ケアへの対応や医療機関、薬局等との連携の記載を追加。
- ・令和 3 年 8 月に施行される地域連携薬局、専門医療機関連携薬局について追加。
- ・その他、計画策定時の値を最新値に更新

(2) 長寿社会保健福祉計画

次期（第9次）計画	
大柱	中柱
第1 誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現	1 分野を越えた福祉の推進
	2 地域活動の推進
	3 地域共生社会の環境整備
	4 安全・安心の確保
第2 健康づくり、介護予防・重度化防止の推進	1 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿
	2 各段階における地域リハビリテーションの充実
	3 科学的知見に基づいた健康寿命の延伸
第3 在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供	1 在宅医療・介護連携の推進
	2 在宅医療のための基盤整備
	3 人生の最終段階を支える体制整備
第4 認知症とともに暮らす地域づくり	1 認知症を正しく知る社会の実現
	2 認知症の発症を遅らせる環境の整備
	3 地域で支え合いつなげる社会の実現
	4 誰もが障壁なく暮らす地域づくり
第5 自立と尊厳を守る介護サービスの充実	1 介護サービス基盤の整備
	2 介護サービスの質の確保・向上
	3 介護サービスの安全対策の推進
	4 利用者及び介護家族等への支援
	5 適正な介護保険制度の運用（適正化計画）
第6 地域包括ケアを支える人材の確保・育成	1 介護職員の確保・育成
	2 ケアマネジャーの確保・育成
	3 多様な担い手の確保・育成

- (1) 訪問診療の促進
- (2) 訪問介護の充実
- (3) 訪問歯科診療の促進
- (4) かかりつけ薬局の促進

※保健医療計画に準じて記載

- (1) 早期発見・早期対応
- (2) 医療体制の整備
- (3) 介護サービスの基盤整備、介護者の負担軽減の推進
- (4) 地域支援体制の強化
- (5) 若年性認知症の人への支援

※認知症施策大綱に関する事項を記載

認知症施策推進大綱（抜粋）
 かかりつけ薬剤師・薬局による継続的な薬学管理と患者支援を推進するとともに、かかりつけ医等と協働して高齢者のポリファーマシー対策をはじめとした薬物療法の適正化のための取組を推進する。

<主な記載事項>

- ・在宅医療に関する事項について、保健医療計画に準じて記載
- ・認知症にかかる「医療体制の整備」の項目に、認知症施策推進大綱を反映する方針に基づき、①現状と課題、②具体的な取組を記載

現状と課題	○複数の薬を服用している高齢者においては、認知機能低下等により薬が正しく服用されなかった時の有害事象の発生が問題となっています。
具体的な取組	○薬物療法における有害事象を防ぐため、かかりつけ薬局とかかりつけ医等との連携を進め、薬剤師による継続的な薬学的管理や患者支援を推進します。

※保健医療計画には、長寿社会保健医療計画の要約を記載している。

（4）かかりつけ薬局の促進

- 全ての薬局が、かかりつけ薬局として、かかりつけ薬剤師が患者の服薬情報の一元的・継続的な把握による適切な薬学的管理・指導や夜間・休日の対応、在宅医療の対応を行うための体制を整備するほか、かかりつけ医等との連携による、地域の中での相談対応を促進する必要があります。

ア 現状

（医療機関等との連携）

- 様々な種類の医薬品の調剤に対応する中、お薬手帳等により、患者の服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬の重複の有無、相互作用の可能性等を確認し、処方医への疑義照会や情報提供等を行うとともに、必要な薬学的管理や指導の実施を通じて、薬物療法の有効性・安全性を確保しています。
- 健康相談の窓口を設置し、要指導医薬品や一般用医薬品、健康食品の適正な使用、健康の維持・増進、健診、在宅医療・介護サービス、禁煙等に関する相談を受けるとともに、必要に応じ関係者への連絡や医療機関への受診勧奨を行っています。

（サービスの提供）

- 在宅患者、家族が安心して療養できるよう、24時間、電話等により薬の飲み方等についての相談に対応しています。
- 薬局の薬剤師が患者宅を訪問し、服薬アドヒアランス¹⁶の向上や残薬管理、服薬指導等を提供する在宅訪問業務を行える薬局（「在宅患者訪問薬剤管理指導」届出薬局）は、1,672 薬局（2019年3月現在）ですが、2018年度1年間に在宅訪問業務を行った薬局は824 薬局です。
- がんの疼痛緩和に必要な医療用麻薬を調剤できる麻薬小売業の許可を取得している薬局は1,354 薬局（2014年3月末現在）から 1,565 薬局（2020年3月末現在）に増加し全薬局の 84.9% となり、ほぼ県内全域で供給が可能です。

イ 課題

（医療機関等との連携）

- 薬物療法の有効性・安全性を確保し、在宅療養を維持していくには、病院、診療所、訪問看護ステーション、介護事業サービス事業所等に患者状態や服薬情報等の継続的な把握、処方医へのフィードバック、残薬管理・処方変更の提案、患者紹介や薬の管理等の在宅訪問業務における役割等の薬局の機能について周知し、在宅訪問業務を行える薬局全てが在宅サービスに関われるよう、幅広く連携していくことが必要です。
- 地域に密着した身近な健康相談窓口として、地域住民からの薬や在宅医療等を含めた様々な健康に関する相談に対応できる薬剤師・薬局が必要です。

（サービスの提供）

- かかりつけ薬剤師による24時間の相談対応や、休日や夜間における自局のみ又は近隣の薬局と連携しての緊急的な調剤が全ての地域で同様に提供できる体制の充実が必要です。
- 在宅訪問業務等を行う薬剤師の一層の資質向上・養成や、小規模な薬局における在宅分野での地域の薬局同士の連携強化等が必要です。
- 医療用麻薬、無菌調剤が必要な製剤及び医療・衛生材料の供給拠点としての期待に応えることが必要です。
- 医療用麻薬については、多種の製剤が販売され、その使用方法も多様化しており、患者・家族等へ使用方法や管理方法等を正確に伝えることが必要です。

¹⁶ 服薬アドヒアランス：患者自身が服薬治療への積極的な参加を行い、理解して薬を服用すること

- 地域における充実した医療提供や健康維持・増進による地域包括ケアの実現のため、かかりつけ薬局には、がんや難病等、薬の使用において特段の注意を払う必要がある疾患を有する患者等への専門的な薬物療法の提供（高度薬学管理機能）や、率先した地域住民への健康支援の実施と発信（健康サポート機能）が求められています。
- 在宅医療における薬局の役割と個々の薬局が有する機能について、最新の情報を患者・家族や県民に広く情報提供することが必要です。

ウ 対策

（医療機関等との連携）

- 調剤、服薬指導・支援、情報提供等による処方医へのフィードバック等に加え、医療用麻薬等と医療・衛生材料の供給や、医療機関等の多職種との共同研修等の推進により、薬局の機能の周知を図り、地域の医療機関等との連携を充実させます。
- 薬局の健康支援・相談機能等について、地域住民に対し積極的に広報し、地域に密着した身近な健康相談窓口としての薬局の活用を推進するとともに、薬剤師の患者・住民とのコミュニケーション能力の向上に資する研修の推進を図ります。

（サービスの提供）

- かかりつけ薬剤師による 24 時間の相談や、緊急の調剤に対応するための薬局内の体制整備や薬局同士の連携強化を図ります。
- 薬剤師が在宅医療等において求められるサービスを提供できるよう、緩和ケアや無菌調剤等に関する研修の充実により在宅訪問業務等を行う薬剤師の資質向上・養成を図るとともに、医療機関等に対する窓口の体制や地域の薬局間の連携の強化により、薬局の在宅訪問業務の推進します。
- 医療機関等との協議による医療用麻薬の規格・品目の統一化や近隣の麻薬小売業者間での譲渡・譲受制度（麻薬小売業者間譲渡許可制度）の活用等により、地域における医療用麻薬の供給体制の強化を推進します。
- 医療用麻薬の使用、管理に当たっては、患者・家族の理解と協力が特に重要であるため、医療用麻薬に関する知識、技術等の向上を図りながら、説明と相談を確実にを行います。
- かかりつけ薬局に対し、高度薬学管理機能や健康サポート機能の整備を推奨します。
- 服薬管理や無菌調剤等の在宅医療等における薬剤師の職能や薬局の機能や、個々の薬局が提供するサービスについて、患者・家族や県民へ広く情報提供します。
- 在宅医療への対応や医療機関等の多職種との連携等を行う地域連携薬局及び専門的な薬物療法の提供を行う専門医療機関連携薬局により、県民の薬物療法を支援します。

（かかりつけ薬剤師・薬局に求められる機能）

	かかりつけ薬剤師・薬局			高度薬学管理機能	健康サポート機能
	服薬情報の一元的・継続的把握	24 時間対応・在宅対応	医療機関等との連携		
機能の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医との連携、患者からのインタビューやお薬手帳の内容の把握等を通じて、患者がかかっている全ての医療機関や服用薬を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導。 ・患者に複数のお薬手帳が発行されている場合は、お薬手帳の一冊化・集約化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開局時間外でも、薬の副作用や飲み間違い、服用のタイミング等に関し随時電話相談。 ・夜間・休日も、在宅患者の症状悪化時等緊急時には調剤を実施。 ・地域包括ケアの一環として、残薬管理等のため、在宅訪問業務に積極的に関与。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の処方内容をチェックし、必要に応じ処方医に対して疑義照会や処方提案。 ・調剤後も患者の状態を把握し、処方医へのフィードバックや残薬管理・服薬指導。 ・医薬品等の相談や健康相談に対応し、医療機関に受診勧奨する他、地域の関係機関と連携。 	<ul style="list-style-type: none"> ・服薬に特段の注意を払う必要がある疾患を有する患者への専門的な薬物療法の提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で率先して地域住民へ健康サポートを実施。